

## (介護予防) 小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

### 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 メディカルケア
代表者名	代表取締役 池尾深雪
所在地・連絡先	(住所) 富山県射水市東明七軒5-13 (電話) 0766-86-8857 (FAX) 0766-86-8856

### 2 事業所の概要

事業所の名称	ケアホームなかそね
所在地・連絡先	(住所) 富山県高岡市中曾根2374番地 (電話) 0766-54-0023 (FAX) 0766-54-0024
事業所番号	1690200348
管理者の氏名	串田 清美

### 3 小規模多機能型居宅介護の目的及び運営方針

#### (1) 目的

可能な限り住み慣れた地域、自宅での生活を継続するための支援を目的に、通いをベースに泊まり、訪問といった介護サービスを柔軟に組み合わせ対応します。

#### (2) 運営方針

- ・「いつでもどこでもその人らしく一緒に暮らす」をモットーに法人運営の基本に利用者主体の原則を掲げ、質の高いサービスの実践を目指します。
- ・新しい地域福祉サービス開発と住民参加のまちづくりを進めます。
- ・教育、研究機関との共同による福祉教育と福祉文化の醸成に貢献します。

#### (3) その他

事 項	内 容
小規模多機能型居宅介護計画の作成及び事後評価	センター方式を利用しアセスメントを行い、本人・家族の思いやこれまでのなじみの物を大切にし、よりよいケアができるよう、出来ない部分をさりげなく支援できるプランの作成をします。
従業員研修	職場内・外で実施

### 4 設備の概要

#### (1) 構造等

敷 地	1652.89 m <sup>2</sup>	
建 物	構 造	木造1階
	延べ床面積	233.42 m <sup>2</sup>
	登録定員	29名（1日の利用人数 通い15名 泊まり9名）

(2) 居室

居室の種類	室数	面積(一人当たりの面積)	備考
一人部屋	9	8.46 m <sup>2</sup> (8.46 m <sup>2</sup> )	
二人部屋		m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	

(3) 主な設備

設備	室数	面積(一人当たりの面積)	備考
居間・食堂	1	53.16 m <sup>2</sup> ( 3.54 m <sup>2</sup> )	
相談室	1	6.6 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
台所	1	7.36 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
浴室	1	10.35 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	

5 職員の体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数(人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0.5	管理を一元的に行う
計画作成担当者	1	1				1.0	サービス計画を作成する
介護従業者	13	8	1	5		10.2	利用者の介護全般

6 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休 暇
管 理 者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30) 常勤で勤務	土・日・祝
計画作成担当者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30) 常勤で勤務	土・日・祝
介護従業者	日勤 (8:30~17:30) A勤 (7:00~16:00) B勤 (11:00~20:00) C勤 (16:30~翌9:30)	シフトによる

## 7 サービス内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者がお客様のお手伝いをします。

種 類	内 容
日常生活の援助	利用者様がスムーズに生活できるよう、その場面において出来ない部分をさりげなく援助します。
レクリエーション等	個々の趣味や興味のあることをしながら、楽しく過ごしていただきます。 買い物、ドライブ etc…外へ出る機会を増やし、気分転換できるよう配慮します
相談及び援助	親身になって本人さんの思いを理解し、話を聞きながら、解決の手助けをします。

#### イ 費用

原則として料金表の利用料金の1割及び2割が利用者の負担額となります。

また、負担額が2割の方のうち特に所得の高い方は3割の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

#### 【料金表】

要支援1	34,500円 (3,450円)	要支援2	69,720円 (6,972円)
要介護1	104,580円 (10,458円)	要介護2	153,700円 (15,370円)
要介護3	223,590円 (22,359円)	要介護4	246,770円 (24,677円)
要介護5	272,090円 (27,209円)		

<料金表の( )内は利用者負担額となっています。>

#### 加算項目

##### (A) 初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

初期加算の自己負担額 30円 (1日あたり)

##### (B) 認知症加算 ※該当の場合、次のいずれか一つのみ算定します。

- (1) 認知症加算 (I) …認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合  
認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を担当している場合
- (2) 認知症加算 (II) …認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- (3) 認知症加算 (III) …認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して、

小規模多機能型居宅介護を行った場合

- (4) 認知症加算 (IV) …認知症高齢者の日常生活自立Ⅱに該当する利用者に対して、  
小規模多機能型居宅介護を行った場合

認知症加算 (I) の自己負担額 920円 (1か月あたり)  
認知症加算 (II) の自己負担額 890円 (1か月あたり)  
認知症加算 (III) の自己負担額 760円 (1か月あたり)  
認知症加算 (IV) の自己負担額 460円 (1か月あたり)

(C) 看護職員配置加算 ※該当の場合、次のいずれか一つのみ算定します。

- (1) 看護職員配置加算 (I) …常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している事業所が対象になります。  
(2) 看護職員配置加算 (II) …常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している事業所が対象になります。  
(3) 看護職員配置加算 (III) …常勤換算法で看護職員を1名以上配置している事業所が対象になります。

看護職員配置加算 (I) の自己負担額900円 (1ヶ月あたり)  
看護職員配置加算 (II) の自己負担額700円 (1ヶ月あたり)  
看護職員配置加算 (III) の自己負担額480円 (1ヶ月あたり)

(D) 介護職員等処遇改善加算

- (I) 介護保険適用月額料金に14.9%加算されます。  
(II) 介護保険適用月額料金に14.6%加算されます。  
(III) 介護保険適用月額料金に13.4%加算されます。  
(IV) 介護保険適用月額料金に10.6%加算されます。

(E) 訪問体制強化加算…1,000円/月 ※区分支給限度額の対象外

訪問サービス担当の常勤の従業者を2名以上配置し、1月あたりの訪問回数が延べ200回以上の事業所が対象になります。

(F) 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ…1,200円/月 ※区分支給限度額の対象外

個別サービス計画について、利用者や家族の環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行い、かつ地域における活動への参加の機会が確保されている、また、地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している事業所が対象になります。

総合マネジメント体制強化加算Ⅱ…800円/月 ※区分支給限度額の対象外

個別サービス計画について、利用者や家族の環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行い、かつ地域における活動への参加の機会が確保されている事業所が対象になります。

(G) 看取り連携体制加算…64円/日 (死亡日から死亡日30日以下まで)

医師が看取りと診断し、看取り介護の説明を受け、同意した上でサービスを受け、なおかつ、事業所が看護職員配置加算 (I) を算定し、看護師との24時間連絡体制が確保されており、利用開始の際に説明し、同意を得ている方が対象となります。

(H) サービス提供体制強化加算

(I) 以下のいずれかに該当すること。 750円/月

- ①介護福祉士が70%以上配置されている。
- ②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている。

(II) 介護福祉士が50%以上配置されている。 640円/月

(III) 以下のいずれかに該当すること。

- ① 介護福祉士が40%以上配置されている。
- ② 常勤職員が60%以上配置されている。
- ③勤続7年以上の者が30%以上配置されている。 350円/月

(I) 若年性認知症利用者受入加算…800単位/月

若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供します。

(J) 口腔・栄養スクリーニング加算

(I) サービス利用者に対し利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

20単位/回(6月に1回)

(II) 栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

5単位/回(6月に1回)

(K) 中山間地域等における小規模事業所加算…所定の単位数に10%加算されます。

厚生労働大臣の定める地域(※1)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合。

※1 道、県の全域が豪雪地帯又は特別豪雪地帯

(L) 科学的介護推進体制加算…40単位/月

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る。

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種類	内容	利用料
理髪・美容	出張による理容・美容	実費分
行事	ドライブや買い物などでの必要経費	実費分
滞在費	1泊2日	2,700円 (うち光熱水費200円)
食事代(一般)	朝食	420円
	昼食	620円
	夕食	520円
	弁当	620円
	※主食大盛りの場合	60円加算
タオル代	リース代	実費
寝具代	リース代	実費
日用生活費	シャンプー、トリートメント、洗濯用洗剤	通いの回数×50円

レクリエーション費	レクリエーション材料等	800 円
感染症対策費	通い・泊まりサービス中心	2,340 円
	通い・訪問 サービス中心	1,170 円

○ その他の費用

食材料費その他小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

又、実費分の料金の小計に消費税が加算されます。(社会物価情勢上、税率に変動があれば、その都度に応じた消費税を加算致します。)

※食事の提供に関する費用については、非課税のため額面通りの金額がお客様の負担となります。

○ 当ホームでは、利用者様が気持ちよく過ごして頂けるようにアロマオイル、ミネラル水を提供致します。(無料)

アロマオイル

香りを楽しみ、気分や気持ちをリラックスさせたり等多様な効果があります。

ミネラル水

高齢者はミネラル不足になり易く、ミネラル不足で骨が弱くなったりなどの様々な不健康な症状が出てきます。その状態に陥らない為にミネラル水を飲んで頂きます。

8 利用料等のお支払方法

毎月7日までに「7 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。利用料金は毎月15日に予めお知らせした金融機関から自動振替させていただきます。残高不足等により自動振替できなかった場合には速やかに下記の口座へお振り込みください。なお、お振込された金融機関の振込明細書をもって領収書に代えます。

北陸銀行 店名 越前町支店 貯金種目 普通 口座番号 5041870 口座名義 株式会社メディカルケア
--

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	苦情受付担当者 管理者 小島隆治 苦情解決責任者 管理者 小島隆治 ご利用時間 8:30～17:30 (月～金) ご利用方法 電話、FAX 又は来所
事業所外相談窓口	富山県国民健康保険団体連合会 TEL 076-431-9827 高岡市役所高齢介護課 TEL 0766-20-1365 富山県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 076-432-3280

## 10 非常災害時の対策

非常時の対応	火災通報装置の設置			
避難訓練及び防災設備	年2回の避難訓練の実施			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー(ヘッド)	29	消火器	1
	自動火災感知器	25		
	誘導灯	3		
	消防通報装置	1		
消防計画等	消防署への提出日：令和 年 月 日 防災管理者：寺 由美子			

## 11 協力医療機関等

医療機関	病院名及び所在地	松本内科クリニック 富山県高岡市大町16-1
	電話番号	0766-27-6066
	診療科	内科
	入院設備	なし
歯科	病院名及び所在地	山田歯科医院 富山県射水市本町1-9-22
	電話番号	0766-84-4885
	入院設備	なし

## 12 夜間緊急時の対応機関

名称及び所在地	高岡市民病院 富山県高岡市宝町4-1
電話番号	0766-23-0204 (代)

## 13 住居の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00~19:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
喫煙	全館・敷地内禁煙
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑のなる行為はご遠慮ください。又、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。

宗教活動・政治活動	住居内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
損害賠償責任保険 加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- <平成23年 9月 1日作成>
- <平成24年 4月 1日改正>
- <平成24年 7月 1日改正>
- <平成24年10月31日改正>
- <平成24年11月17日改正>事業者、事業所住所変更
- <平成24年12月 1日改正>計画作成担当者の追加
- <平成25年 5月 1日改正>管理者変更
- <平成25年 9月16日改正>管理者変更
- <平成26年 4月 1日改正>利用料金変更
- <平成27年 4月 1日改正>利用料金変更
- <平成27年10月 1日改正>管理者変更
- <平成27年12月 1日改正>管理者変更、計画作成担当者変更
- <平成28年 4月 1日改正>管理者変更
- <平成28年11月 1日改正>登録定員変更
- <平成29年 1月16日改正>管理者変更
- <平成29年 4月 1日改正>利用料金変更
- <平成29年10月 1日改正>利用料金変更
- <平成29年12月 1日改正>管理者変更
- <平成30年 4月 1日改正>加算内容変更
- <平成31年 3月 2日改正>利用料金変更
- <平成31年 3月26日改正>利用料金負担割合変更
- <令和 1年10月 1日改正>利用料金変更
- <令和 3年 4月 1日改正>介護保険改定による料金変更
- <令和 4年 7月 1日改正>管理者変更
- <令和 4年 8月 1日改正>利用料金変更
- <令和 4年10月 1日改正>利用料金変更
- <令和 5年 5月 1日改正>管理者変更
- <令和 5年11月 1日改正>利用料金引き落とし日及び振込み口座変更
- <令和 5年12月 6日改正>損害賠償責任保険加入先変更
- <令和 6年6月 1日改正>介護保険改定による料金変更及び管理者、相談窓口変更
- <令和 7年 2月 1日改正>食費の料金変更

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	富山県高岡市中曾根 2 3 7 4 番地
	事業者（法人）名	株式会社 メディカルケア
	施設名	ケアホームなかそね
	（事業所番号）	1 6 9 0 2 0 0 3 4 8
	代表者名	代表取締役 池尾深雪 印

説明者	職 名	_____
	氏 名	_____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	_____
	氏 名	_____ 印

代理人（選任した場合）	住 所	_____
	氏 名	_____ 印